

小樽市立地適正化計画

# 届出の手引き

令和7年7月届出開始  
小樽市



## 目次

1	はじめに.....	1
1.1	立地適正化計画とは.....	1
1.2	本計画における誘導区域.....	1
1.3	届出制度について.....	3
1.4	届出の流れ.....	3
2	居住誘導区域外に係る届出.....	4
2.1	届出の対象となる行為.....	4
2.2	届出の要否について.....	5
2.3	届出に必要な書類.....	5
3	都市機能誘導区域外に係る届出.....	6
3.1	届出の対象となる行為.....	6
3.2	誘導施設(一覧).....	7
3.3	届出の要否について.....	9
3.4	届出に必要な書類.....	9
4	都市機能誘導区域内に係る届出(休・廃止).....	10
4.1	届出の対象となる行為.....	10
4.2	届出の要否について.....	11
4.3	届出に必要な書類.....	11
5	届出に関する Q&A.....	12
6	届出様式.....	15



# 1 はじめに

## 1.1 立地適正化計画とは

「立地適正化計画」は、平成 26 年の都市再生特別措置法等の一部改正に伴い創設された、住宅及び都市機能増進施設(誘導施設)の立地の適正化を図るための計画です。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえ、人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、市街化区域内に「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」を設定します。

本市では、先人から引き継いだこのまちを、次の世代に責任をもって引き継ぐため「小樽市立地適正化計画」を策定し、「小樽の将来(40年先)を見据えた都市計画(都市構造の再編)」を進めていきます。本計画は、令和7年3月26日に策定し、同年7月1日に公表します。

## 1.2 本計画における誘導区域

本計画における都市再生特別措置法に基づく「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」は下記のとおりです。

表 1-1 都市再生特別措置法に基づく区域一覧

	種類	概要
居住誘導区域	都市型居住推奨区域	中心拠点等の徒歩利用圏内を基本とした区域
	戸建居住推奨区域	計画的に開発がなされ都市基盤が整った一団の大規模住宅団地の区域
都市機能誘導区域	中核都市機能誘導区域	JR 小樽駅、南小樽駅、小樽築港駅を中心とした周辺の区域
	広域連携交流都市機能誘導区域	北海道新幹線新小樽(仮称)駅を中心とした周辺の区域
	準中核都市機能誘導区域	JR 銭函を中心とした周辺の区域



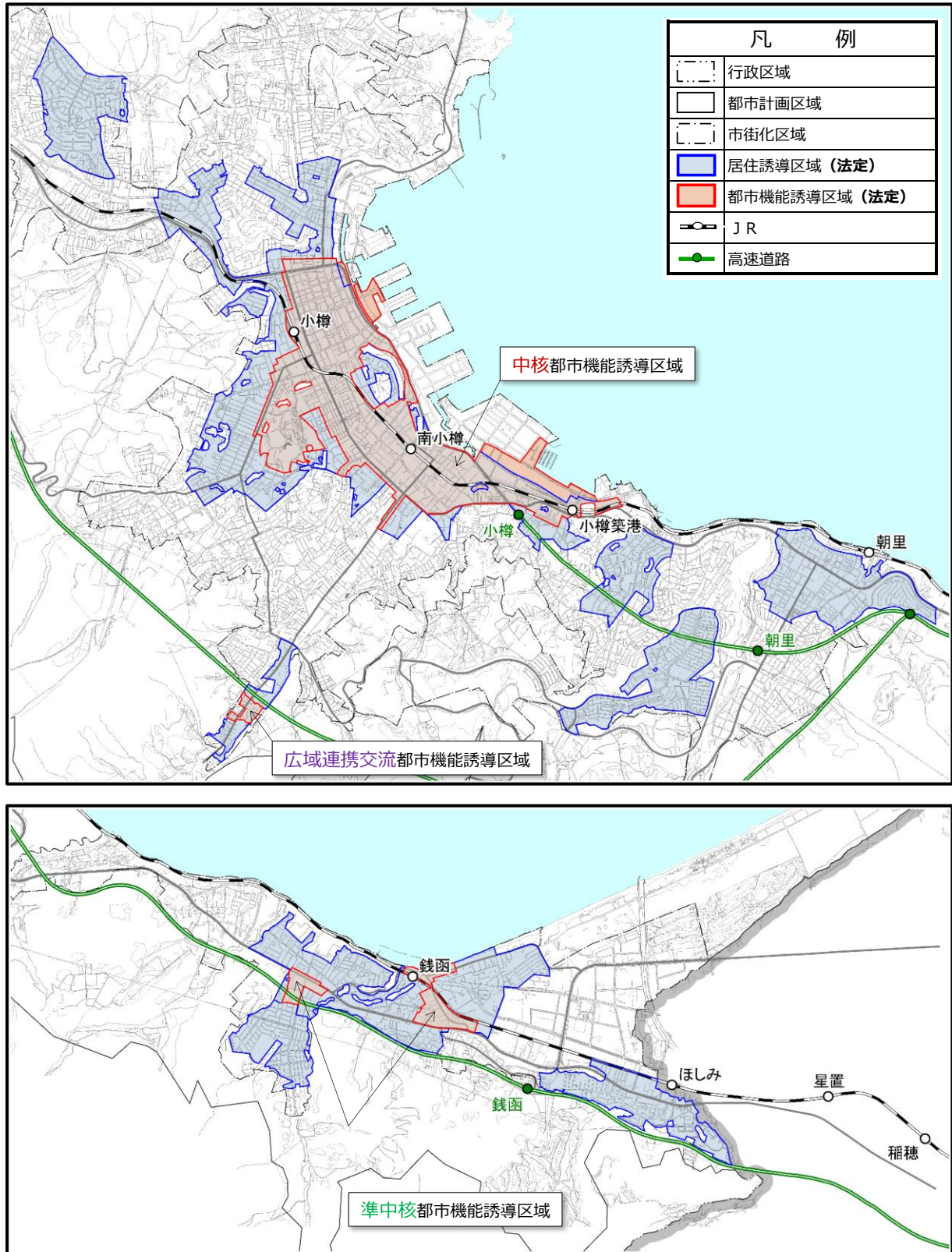


図 1-1 都市再生特別措置法に基づく区域の位置図



## 1.3 届出制度について

都市再生特別措置法では、下記の場合にその行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています。

- 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅の開発行為、新築等を行う場合
- 都市機能誘導区域外で一定規模以上の誘導施設の開発行為、新築等を行う場合
- 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止する場合

この届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等や都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動き等を把握することを目的とするものです。

対象となるのは、本計画の計画区域である都市計画区域内です。

本市では、令和7年7月1日の小樽市立地適正化計画の公表以後、届出が必要になります。

また、この届出の規定は、宅地建物取引業法の重要事項説明の対象となります。

市は届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や立地誘導のための施策に関する情報提供を行います。また、届出に係る行為が誘導区域内における居住や誘導施設の維持や誘導に対し、支障が生じると認められる場合は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります。

## 1.4 届出の流れ

住宅や誘導施設(P7参照)の建築目的の開発行為や新築等、あるいは既設の誘導施設の休廃止の計画がある際には、本計画における都市再生特別措置法に基づく区域を確認し、届出の対象となるかを確認してください。

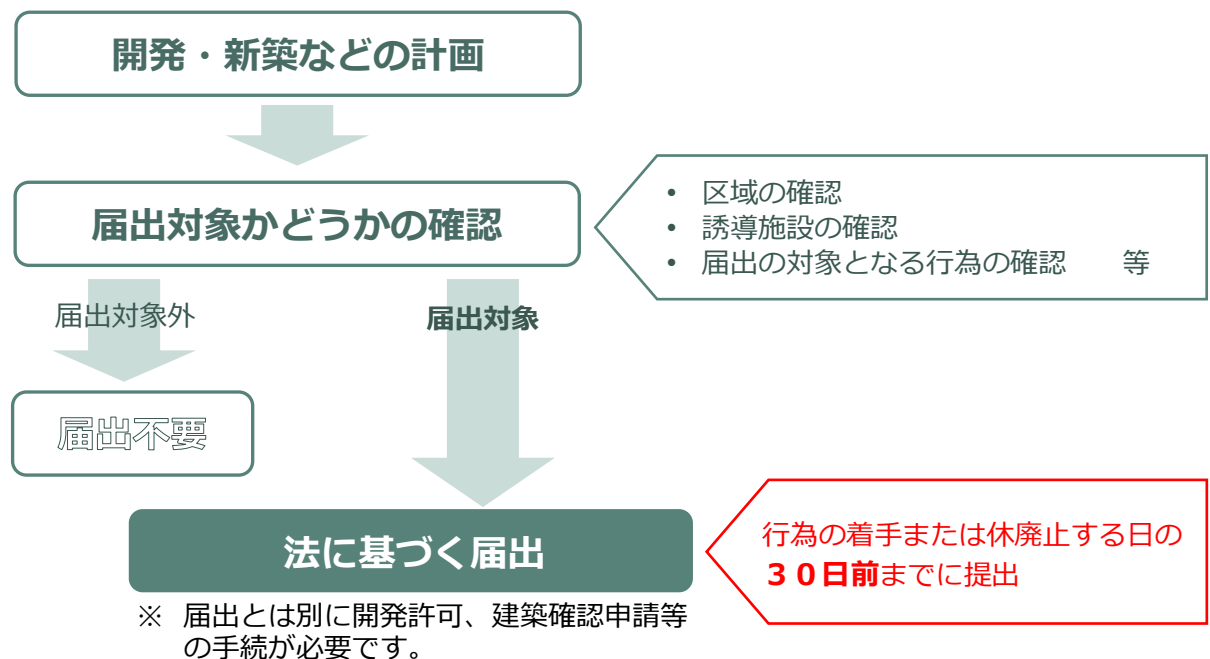


図 1-2 届出の流れ



## 2 居住誘導区域外に係る届出

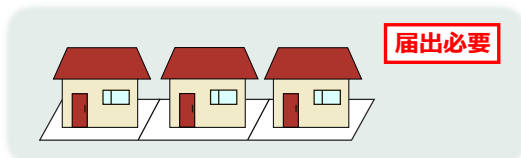
### 2.1 届出の対象となる行為

都市再生特別措置法(第 88 条第 1 項)に基づき、居住誘導区域の区域外において下記の行為を行う場合には、市長への届出が必要です。

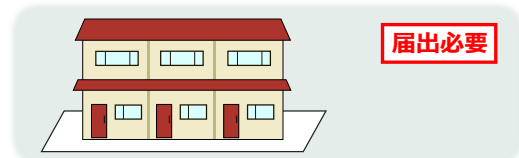
#### 開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの

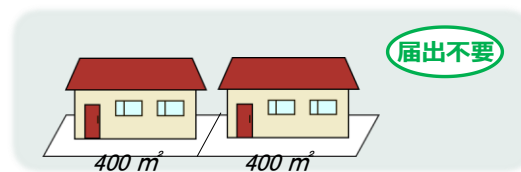
例) 3戸の戸建住宅の開発行為



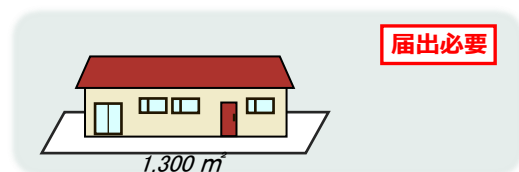
例) 集合住宅(3戸)の開発行為



例) 800㎡で2戸の戸建住宅の開発行為



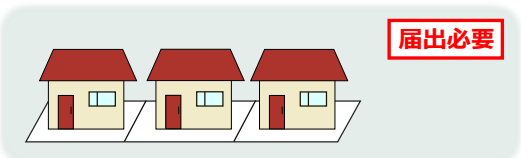
例) 1,300㎡で1戸の戸建住宅の開発行為



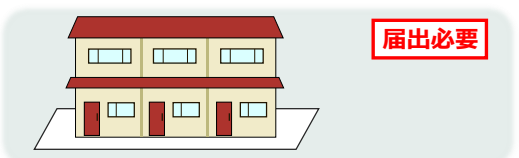
#### 新築等

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

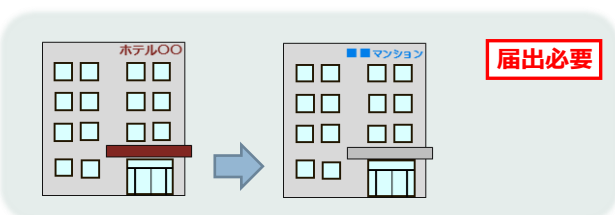
例) 3戸の戸建住宅の新築



例) 共同住宅(3戸)の新築



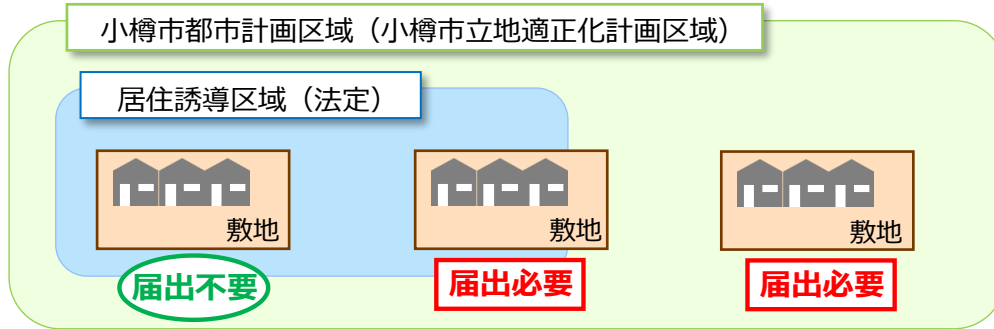
例) 10部屋のホテルを10戸の共同住宅へ用途変更



## 2.2 届出の要否について

### 【敷地が居住誘導区域の内外にわたる場合】

届出対象となる開発行為又は新築等を行う敷地が居住誘導区域の内外にわたる場合は、届出の対象となります。



### 【届出を要しない軽微な行為】

都市再生特別措置法により、次に掲げる行為については届出の必要はありません。

- ① 住宅で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- ② 建築物を改築し、又はその用途を変更して仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する住宅とする行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

## 2.3 届出に必要な書類

○届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、下記表のとおりです。

○届出書及び添付図書等の必要部数は各**2部**です。小樽市建設部都市計画課へ提出してください。

表 2-1 届出に必要な書類

対象となる行為	届出様式	添付図書等
開発行為	様式1	○当該行為を行う土地の区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上) ○設計図(縮尺 1/100 以上) ○その他参考となる事項を記載した図面(位置図、土地利用計画図、公図、求積図など)
新築等	様式2	○敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上) ○建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 1/50 以上) ○その他参考となる事項を記載した図面(位置図、公図、求積図など)
届出内容の変更	様式3	○変更内容に示す上記の図面

※届出様式は、小樽市役所ホームページ「立地適正化計画」にてダウンロードできます。



# 3 都市機能誘導区域外に係る届出

## 3.1 届出の対象となる行為

都市再生特別措置法(第108条第1項)に基づき、都市機能誘導区域の区域外において下記の行為を行う場合には、市長への届出が必要です。

※都市機能誘導区域内であっても、当該区域において設定されていない誘導施設について下記行為を行う場合は届出が必要となります。

※誘導施設は、都市機能誘導施設ごとに異なります。(P7の誘導施設(一覧)をご覧ください)

### 開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

### 新築等

- 誘導施設を有する建築物の新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

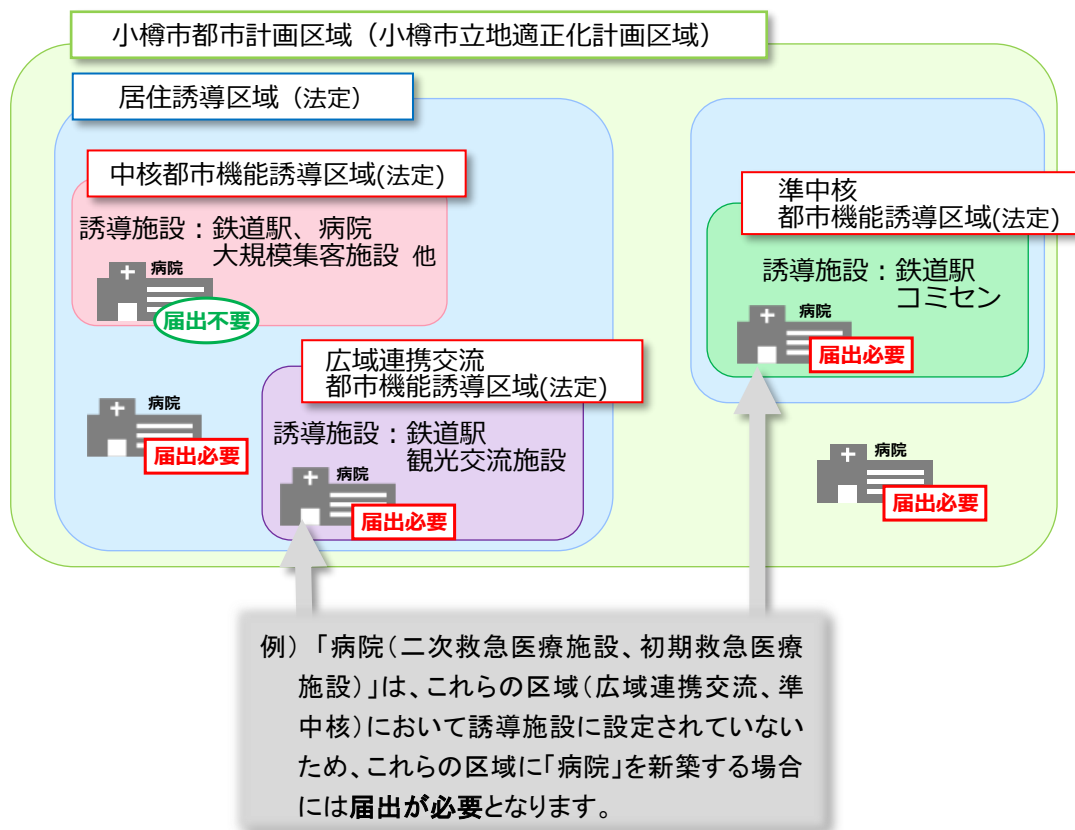


図 3-1 届出対象のイメージ



## 3.2 誘導施設(一覧)

誘導施設とは、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものです。小樽市では、以下の施設を誘導施設として設定しており、3つの都市機能誘導区域ごとに、誘導施設が異なります。

表 3-1 誘導施設(一覧)

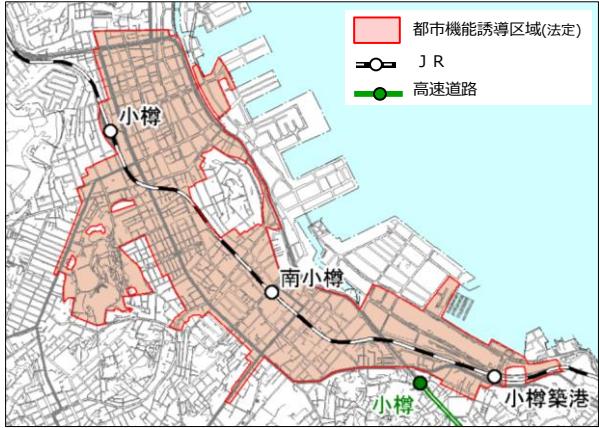
分野	施設分類	法等の位置付け等	都市機能誘導区域(法定)		
			中核	広域連携 交流	準中核
商業	大規模集客施設 (床面積 10,000 m <sup>2</sup> 超)	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の面積の合計が10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	●	—	—
医療	二次救急医療施設	医療法第1条の5に規定する「病院」のうち、救急医療対策事業実施要綱第2に規定する「入院を要する(第二次)救急医療体制」を担う「二次救急医療施設」	●	—	—
	初期救急医療施設	医療法第1条の5に規定する「病院」のうち、救急医療対策事業実施要綱第1に規定する「初期救急医療体制」を担う「初期救急医療施設」	●	—	—
子育て	こども家庭センター	母子保健法第22条及び児童福祉法第10条の2に規定する施設	●	—	—
保健 福祉	保健所	地域保健法第5条第1項に規定する保健所	●	—	—
	総合福祉センター	市条例に規定する総合福祉センター	●	—	—
	身体障害者福祉センター	市条例に規定する身体障害者福祉センター	●	—	—
教育 文化 交流	文化ホール	市条例に規定するホール機能を有する小樽市民会館、小樽市民センター及び小樽市公会堂条例又はこれらに類する施設	●	—	—
	コミュニティセンター等	市条例に規定する体育室、集会室等を有するいなきたコミュニティセンター及び銭函市民センター又はこれらに類する施設	●	—	●
	勤労センター	市条例に規定する勤労女性センター及び勤労青少年ホーム又はこれらに類する施設	●	—	—
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	●	—	—
	博物館	博物館法第2条第2項に規定する「公立博物館」。ただし、歴史的背景などから立地場所が特定される施設は除く。	●	—	—
	美術館等		●	—	—
	生涯学習施設	市条例に規定する生涯学習プラザ又はこれに類する施設	●	—	—
	スポーツ拠点施設	全市民をはじめ広域圏からの利用者を対象として、複数競技が開催可能な拠点的スポーツ施設(総合体育館ほか小樽公園内施設)	●	—	—
	地域づくり交流施設	スポーツ拠点施設と一体となって市民の交流や活動を支え、促進する多目的交流スペースを有する拠点的施設	◎	—	—
	観光交流施設	地場産品の普及を促進し、観光情報を提供することにより、産業の振興を図るとともに、市民の交流の場となる施設	●	◎	—
行政	市役所	市条例に規定する小樽市役所本庁舎	●	—	—
交通	鉄道駅	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条第1項第7号に規定する施設	●	◎	●
	バスターミナル	複数の路線バス等が発着する停留施設	●	—	—
	観光船ターミナル	市民や観光客等が利用する港内及び沿岸を周遊するための発着場所となる多目的ホールを併設したターミナル(港湾法第2条第5項第7号に規定する施設)	◎	—	—

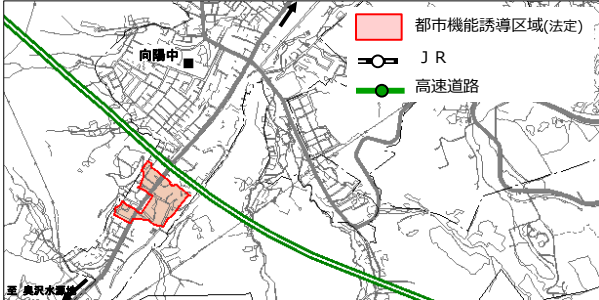
● 誘導施設(充実): 既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設


◎ 誘導施設(誘導): 区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設



【都市機能誘導区域ごとの対象施設(誘導施設)】

中核都市機能誘導区域	分野	対象施設(誘導施設)
JR小樽駅、南小樽駅、小樽築港駅を中心とした周辺の区域 	商業	大規模集客施設
	医療	二次救急医療施設、 初期救急医療施設
	子育て	こども家庭センター
	保健・福祉	保健所、総合福祉センター、 身体障害者福祉センター
	教育・文化 ・交流	文化ホール、コミュニティセンター等、 勤 労センター、図書館、博物館、 美術館等、生涯学習施設、 スポーツ拠点施設、観光交流施設
	行政	市役所
	交通	鉄道駅、バスターミナル、 観光船ターミナル

広域連携交流都市機能誘導区域	分野	対象施設(誘導施設)
北海道新幹線新小樽(仮称)駅を中心とした周辺の地区 	教育・文化 ・交流	観光交流施設
	交通	鉄道駅

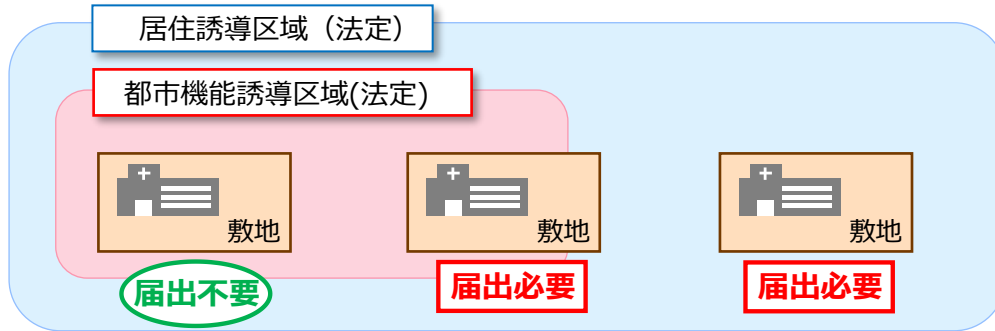
準中核都市機能誘導区域	分野	対象施設(誘導施設)
JR銭函駅を中心とした周辺の地区 	教育・文化 ・交流	コミュニティセンター等
	交通	鉄道駅



### 3.3 届出の要否について

**【敷地が都市機能誘導区域の内外にわたる場合】**

届出対象となる開発行為又は新築等を行う敷地が、都市機能誘導区域の内外にわたる場合は、届出の対象となります。



**【届出を要しない軽微な行為】**

都市再生特別措置法により、次に掲げる行為については届出の必要はありません。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- ② 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

### 3.4 届出に必要な書類

○届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、下記表のとおりです。

○届出書及び添付図書等の必要部数は各**2部**です。小樽市建設部都市計画課へ提出してください。

表 3-2 届出に必要な書類

対象となる行為	届出様式	添付図書等
開発行為	様式4	○当該行為を行う土地の区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上) ○設計図(縮尺 1/100 以上) ○その他参考となる事項を記載した図面(位置図、土地利用計画図、公図、求積図など)
新築等	様式5	○敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上) ○建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 1/50 以上) ○その他参考となる事項を記載した図面(位置図、公図、求積図など)
届出内容の変更	様式6	○変更内容に示す上記の図面

※届出様式は、小樽市役所ホームページ「立地適正化計画」にてダウンロードできます。



# 4 都市機能誘導区域内に係る届出(休・廃止)

## 4.1 届出の対象となる行為

都市再生特別措置法(第108条の2第1項)に基づき都市機能誘導区域の区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、市長への届出が必要です。

- ※ 都市機能誘導区域内の誘導施設であっても、当該区域において設定されていない誘導施設を休止又は廃止する場合は、届出は不要です。
- ※ 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに異なります。(P7の誘導施設(一覧)をご覧ください)

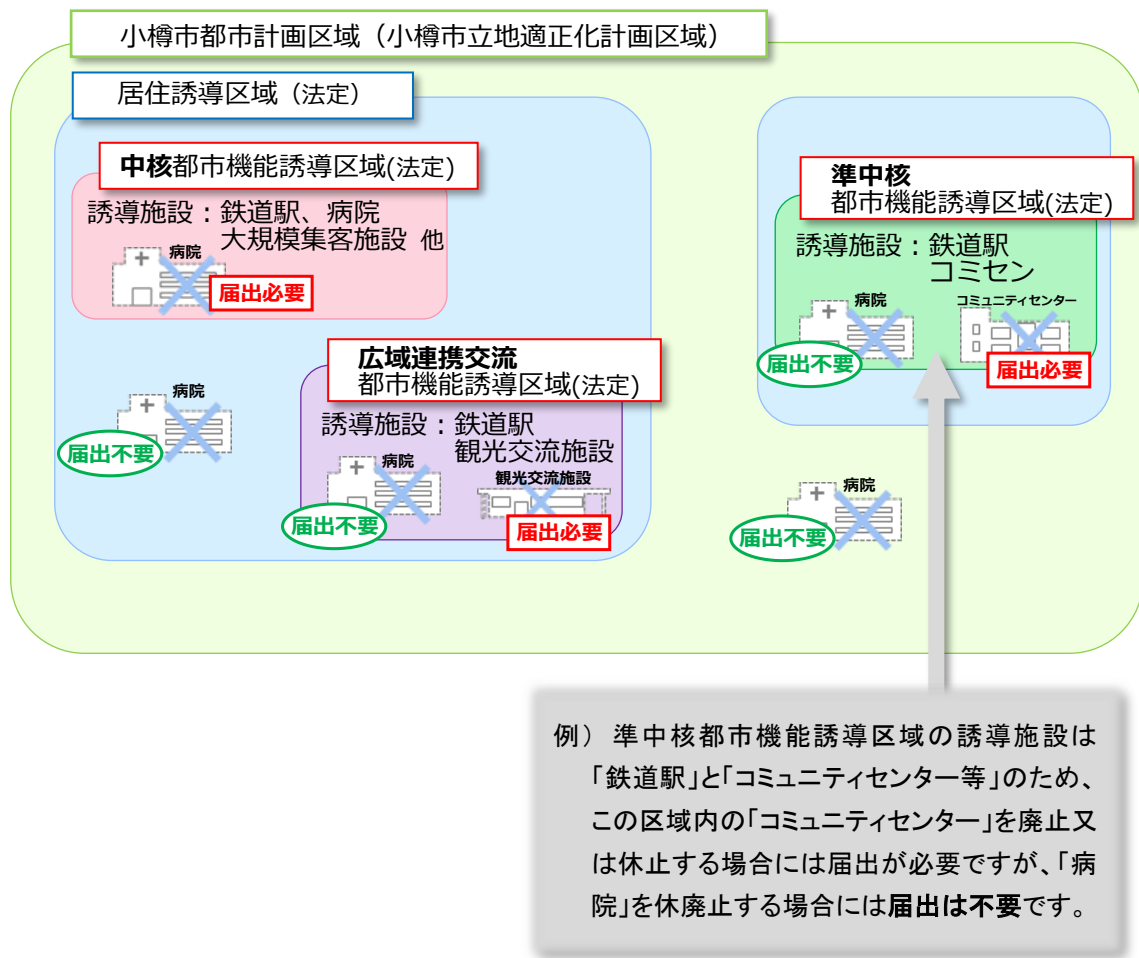


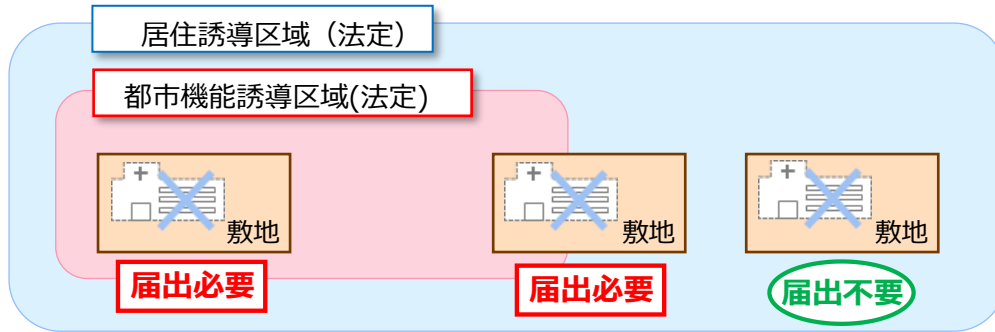
図 4-1 届出対象のイメージ



## 4.2 届出の要否について

### 【敷地が都市機能誘導区域の内外にわたる場合】

届出対象となる誘導施設のある敷地が、都市機能誘導区域の内外にわたる場合は、届出の対象となります。



## 4.3 届出に必要な書類

- 届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、下記表のとおりです。
- 届出書の必要部数は2部です。小樽市建設部都市計画課へ提出してください。



表 4-1 届出に必要な書類

対象となる行為	届出様式	添付図書等
休止または廃止	様式7	○なし

※届出様式は、小樽市役所ホームページ「立地適正化計画」にてダウンロードできます。



# 5 届出に関する Q&A

【 1 】	届出の対象となる区域について
Q1	各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。
A1	小樽市役所ホームページ『小樽市立地適正化計画』のページに区域を示した図面を掲載しています。詳細については小樽市建設部都市計画課か小樽市地理情報システム「でじ樽なび」で確認してください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">小樽市立地適正化計画</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">小樽市 でじ樽なび</div>  </div>
Q2	都市計画区域外では届出は必要ですか。
A2	都市計画区域外は立地適正化計画区域外となるため、届出は必要ありません。

【 2 】	届出の対象となる行為等について
Q1	届出対象となる『住宅』とはどういったものですか。
A1	『住宅』とは、一戸建住宅、二世帯住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。
Q2	サービス付高齢者向け住宅や社宅についても『住宅』に該当しますか。
A2	実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは『住宅』として取り扱います。
Q3	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象になりますか。
A3	申請者及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には届出の対象になります。
Q4	開発行為時に届出を行った場合でも、新築時に届出は必要ですか。
A4	開発行為と新築等のそれぞれで届出が必要です。
Q5	休止と廃止の違いは何ですか。
A5	施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止となります。
Q6	廃止の届出について、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。
A6	届出が必要です。本届出は誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度となりますので、ご協力をお願いします。
Q7	誘導施設を廃止(休止)しますが、別事業者が同じ用途で建築物(敷地)を使用することが決まっている場合にも届出が必要ですか。
A7	届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。



Q8	休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいですか。また、施設の建て替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか。
A8	休止する場合の休止期間について法令等の定めはありませんが、目安として3カ月以上休止する場合には届出が必要となります。 建て替えや改装等についても目安として3カ月以上休止する場合には届出が必要となります。
Q9	分譲宅地を目的とする開発行為も届出が必要ですか。
A9	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為や、1戸もしくは2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1000㎡以上のものは必要となります。
Q10	3戸以上の既存住宅を改築し3戸以上の住宅とした場合、届出は必要ですか。
A10	改築や用途変更した後の建築物が3戸以上の住宅となる場合は、届出の対象となります。

<b>【 3 】</b>	<b>届出の対象となる誘導施設について</b>
Q1	一部に誘導施設を含む複合施設は対象になりますか。
A1	一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。
Q2	1つの建物で複数の誘導施設を有する建築物を新築する場合、届出はそれぞれの施設ごとに必要ですか。
A2	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。ただし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載をお願いします。
Q3	コンビニエンスストアやドラッグストアは届出対象になりますか。
A3	法に基づく誘導施設に設定していないため、届出対象にはなりません。

<b>【 4 】</b>	<b>届出の書類について</b>
Q1	届出書の建築物の用途とは何を記載すればよいですか。
A1	都市機能誘導については誘導施設名を、居住誘導については建築確認と同様の用途(専用住宅、共同住宅等)を記載してください。
Q2	届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいですか。
A2	地目については登記簿、面積については実測に基づき記載してください。



【 5 】	届出の期日について
Q1	届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。
A1	届出に係る事項(添付図書の内容を含む)に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する日の30日前までに所定の様式により届出をお願いします。
Q2	開発許可申請や確認申請との提出の前後関係は、どのようにすればよいですか。
A2	法令上は前後関係の定めはありません。 ただし、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や確認申請等に先立ち相談、提出をお願いします。
Q3	届出はいつから必要ですか。
A3	届出制度は、小樽市立地適正化計画を公表する令和7年7月1日から必要となります。

【 6 】	その他全般について
Q1	届出に関する罰則はありますか。
A1	届出をしない又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。 なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出について罰則等はありません。
Q2	届出後に何か書類の通知はありますか。
A2	届出書類の審査後、受領印を押印の上、副本を返却します。副本の返却をもって手続きは完了となります。
Q3	今後、区域や誘導施設が変更となることがありますか。
A3	本計画は概ね5年毎に定期的な見直しを予定しており、見直しにより届出の対象が変わる可能性も考えられます。また、緊急度の高い内容については、必要に応じ見直しを行う予定としております。



# 6届出様式

<様式1>

(様式-1)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 小樽市長

届出者住所

氏名

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3	住 宅 等 の 用 途	
	4	工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6	そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) (連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



<様式2>

(様式-2)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

{	住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	}	について、下記により届け出ます。
---	---	---	------------------

年 月 日

(宛先) 小樽市長

届出者住所

氏名

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築 若しくは用途の変更後の住宅等 の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手年月日) (戸数) (連絡先)	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



<様式3>

(様式-3)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 小樽市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

(連絡先)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。



<様式4>

(様式-4)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 小樽市長

届出者住所

氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



<様式5>

(様式-5)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

}	誘導施設を有する建築物の新築
	建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
	建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 小樽市長

届出者住所

氏名

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着予定年月日)	
	(連絡先)	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



<様式6>

(様式-6)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 小樽市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

(連絡先)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。



<様式7>

(様式-7)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 小樽市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

(名 称)

(用 途)

(所在地)

2 休止(廃止)しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。



## 小樽市立地適正化計画 届出の手引き

《発行》 令和7年(2025年)6月

《編集》 小樽市建設部都市計画課

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

TEL (0134)32-4111(7332)

FAX (0134)32-3963

E-Mail [tosikei@city.otaru.lg.jp](mailto:tosikei@city.otaru.lg.jp)